

26 京空連第 403 号

平成 26 年 4 月 3 日

加盟都市空手道連盟

理 事 長 様

京都府空手道連盟

理事長 荒賀正孝



「公認級位規定の施行並びに公認級位制度の運用について」

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また
平素より当連盟活動に対しましてのご理解ご協力、誠に有難うござ
います。

さて、(公財) 全日本空手道連盟より別紙の通り通知がありました。
尚、25 年度京空連理事会、総会で承認済の当連盟公認級位審査会
実施についての資料も添えておりますので、貴連盟所属の会員の皆
様に周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ 〒620-0075 福知山市上天津 75

京都府空手道連盟 事務局長 藤田進二

TEL 0773-33-0001 携帯 090-9710-8008

Fax 0773-33-0018

公認級位審査の実施について

平成 26 年 3 月 21 日
京 都 府 空 手 道 連 盟

1 目的

全空連「級位規程」が制定され、平成 26 年 4 月 1 日から施行となる。これに伴い平成 27 年 4 月 1 日から公認初段受審のためには公認 1 級が必要となるとともに、全空連主催大会において、公認段がない場合は公認級の保持が求められる。これらに対応するために、本連盟として級位審査について基本方針をまとめ、級位審査会の円滑な実施を図る。

2 級位審査実施団体について

京都府空手道連盟（以下「本連盟」という。）の加盟団体（郡市空手道連盟等）に所属する各団体が級位審査会を実施することを原則とする。なお、級位審査員がいない団体のために、本連盟所属加盟団体、本連盟において級位審査会を実施することができる。

なお、本連盟において級位審査会を実施する場合は、公認段位審査会に併せて行う。

3 級位審査員の資格等について

（1）級位審査員の有資格者（下記のいずれかに該当する者）

- ①全空連 1・2・3 級資格審査員（本連盟所属）1 名
- ②全空連 1・2・3 級資格審査員（本連盟所属）経験者で 70 歳以上の者 1 名
- ③全空連公認 3 段以上かつスポーツ指導員以上の資格を有する者 2 名

（2）級位審査員の登録制

上記のうち全空連 1・2・3 級資格審査員（本連盟所属）を除いて、級位審査員を希望する者は所属郡市空手道連盟等を通じて別紙様式により本連盟に申請しなければならない。なお、任期は 2 年間とし、申請により級位審査員を継続することができる。

（3）級位審査員の派遣申請

級位審査会を実施する団体に級位審査員がいない場合は、当該団体が京都府空手道連盟に登録された級位審査員に委嘱することができる。

4 受審料の基準について

受審料は 3000 円を超えない範囲で実施団体において決定する。本連盟が級位審査会を実施する場合は、受審料は無料とする。

5 公認級位受審申請書について

所定の用紙を使用する。

6 登録料について

合格者は 2000 円を本連盟に納入する。

7 京都府空手道連盟への級登録について

- (1) (公財)全日本空手道連盟公認級位申請者名簿に基づき実施団体で管理する。
- (2) (公財)全日本空手道連盟公認級位申請者名簿を本連盟事務局に送付する。
 - 1 級合格者名簿は段位部会で管理する。

8 級位免許状の連記名について

級位免許状は京都府空手道連盟会長名に統一する。

9 その他

- (1) 平成 27 年度全空連主催大会における公認級等の必要性について
 - ・ 全日本少年少女空手道選手権大会の参加資格として公認段又は級が必要となる。
 - ・ 全国中学生選抜空手道選手権大会における参加資格として公認段又は級が必要となる。
- (2) 平成 27 年度公認段位受審資格の条件として 1 級の必要性について
 - ・ 公認 1 級証書のコピーの添付が必要となる。

全空連第319号
平成26年1月16日

都道府県空手道連盟	理事長	各位
都道府県空手道連盟	事務局長	各位
地区協議会	幹事長	各位
地区協議会	書記長	各位
競技団体	理事長・会長	各位
競技団体	事務局長	各位

公益財団法人 全日本空手道連盟
専務理事 有竹隆佐

公認級位規程の施行並びに
公認級位制度の運用について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当連盟の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る12月6日(金)に開催されました当連盟第5回理事会において、全空連「級位規程」の制定が決議されました。本規程は平成26年4月1日より施行となります。別紙資料を熟読のうえ、級位の運用についてお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<別紙資料>

- ・級位規程
- ・級制度実施上の留意点並びに要点
- ・級位の運用について

◇付録：12/6改定 公認段位規程、少年段位規程(改定部分のみ抜粋)

：受審申請書(既存の様式がない場合、こちらをご利用ください。)

：級位申請書(既存の様式がない場合、こちらをご利用ください。)

：段位等登録料等一覧表

以上

※本件に関するお問い合わせは 専務理事：有竹隆佐 TEL：03-5534-1951 まで

公益財団法人 全日本空手道連盟

級位規程

この規程は公認段位規程及び少年段位規程に準じて、空手道の基礎的・基本的な技術の修得を奨励するため制定する。

(級位及び付与基準)

第1条 級位は、1級から5級までとする。

2. 加盟団体は、6級以下の級位を定めることができる。
3. 級位は、公認段位規程及び少年段位規程に定める初段の基準に依拠するものとし、空手道の基礎的・基本的な技術を修得したものに与える。

(制度)

第2条 1級から5級の級位は、試験制度とする。

(級位証書)

第3条 級位は、この規程に定める審査を経て、その資格を取得したものに対して、全空連の所定の級位証書を授与する。

(級位審査会の実施)

- 第4条 級位の審査及び授与は、全空連会長が、加盟団体に委任して行う。ただし、加盟団体は、所属する団体に委任することができる。
2. 級位の審査は、加盟団体において、必要に応じて実施することができる。
 3. 前項の審査及び授与は、この規程によるほか、別に定めるところによる。

(審査員)

- 第5条 級位審査は、加盟団体の選任した3級資格審査員以上1名で審査することができる。実施団体において当該資格審査員がいない場合については、当分の間加盟団体の会長が級位審査員を命ずることができる。
2. 級位審査員は、全空連資格審査員規程によらず、下記の資格を有する者から選任することができる。ただし、(2)に該当する場合にあっては、2名以上の審査員で審査しなければならない。
 - (1) 満70歳以上の3級資格審査員以上の経験者。
 - (2) 公認3段以上で公認スポーツ指導員有資格者である満30歳以上の者。

(受審者の資格基準)

第6条 級位を受審しようとする者は、全空連の登録会員でなければならない。

(受審の申請)

第7条 級位を受審しようとする者は、加盟団体を通じて、所定の申請用紙を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は別に定める。

(審査の科目)

第8条 1級から5級までの級位の審査は、別に定める実技について行う。

(審査料及び登録料)

第9条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は級位登録料（全空連級位登録料を含む。）を納入しなければならない。

3. 前項の金額については、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(合格者名簿の作成・管理)

第10条 級位合格者名簿については1級を加盟団体において、その他の級を実施団体において適切に管理するものとする。

(補則)

第11条 本規程に定めるもののほか、級位の審査に関し必要な事項は理事会で定める。

(規程の改正)

第12条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

(附則)

1. この規程は平成26年4月1日より施行する。

資料

公認級位審査要綱

	組手	形
5 級	・ 約束された組手における攻撃（自由な構えによる） ・ 上段順突き ・ 中段順突き ・ 前蹴り ・ これらの攻撃に対する防御、極め技	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）など基本の形から審査員が1つ指定する。
4 級	・ 約束された組手における攻撃（自由な構えによる） ・ 上段順突き ・ 中段逆突き ・ 前蹴り ・ これらの攻撃に対する防御、極め技	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形から審査員が1つ指定する。
3 級	・ 自由組手1回（安全具使用）	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第1指定形から審査員が1つ指定する。
2 級	・ 自由組手1回（安全具使用）	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第1指定形から審査員が1つ指定する。
1 級	・ 自由組手1回（安全具使用）	平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎、三戦、撃砕（一）、撃砕（二）などの基本の形又は第1指定形から審査員が1つ指定する。

（注1）約束された組手における攻撃は、右手・右足とする。

（注2）自由組手は審査員が適切な時間を設ける。

級制度実施上の留意点並びに要点

1. 級位審査規程及び審査要綱について

- (1) 1級から5級までとする。少年と一般の区別は行わない。
- (2) 1級から5級までは審査を行なう。審査内容は資料を参照のこと。
- (3) 6級以下の級位を各団体で定めてもよい。

2. 級資格実施団体の設定について

加盟団体(※注)及びその所属団体(郡市連盟、道場等)

※加盟団体…都道府県空手道連盟、地区協議会、全日本実業団空手道連盟、全日本学生空手道連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟空手道部、全国中学生空手道連盟のこと。

3. 級資格審査員の構成について

級を普及させるため、できるだけ審査を実施しやすいようにする。

<級位審査員>

- ① 3級以上の資格審査員
- ② 70歳以上の3級以上の資格審査員の経験者
- ③ 公認3段以上で公認スポーツ指導員の資格を保有する者2名

(注)公認段位は技術のみで審査しているのので、指導者として資質を求めるため公認スポーツ指導員の資格を求めている。

4. 級登録について

級審査実施団体で合格者名簿を管理する。1級合格者は加盟団体でも名簿を管理する。

5. 級位証書等について

- (1) 加盟団体は全空連と調整の上、あらかじめ予想される枚数の級位証書を申請する。その際、証書代1枚につき、1,000円を支払うものとする。(申請は50枚単位で行う。)
- (2) 加盟団体は段審査と同様に受審料を決めることができる。
- (3) 級位登録料は、全国統一基準が望ましいので、2,000円とする。
- (4) 原則として、級証書の審査員名は実際に審査に当たった者を記入する。前述の級位審査員の③に該当する場合は、2名連記とする。

6. 級位の義務付けについて

(1) 全空連主催大会参加資格への義務付け

全日本少年少女空手道選手権大会、全日本中学生空手道選抜大会などの参加資格に公認段位又は級位の所持を義務付ける。

(2) 公認初段(少年初段)審査における1級証書の写しの提出

公認初段の受審申請の際、1級証書の写しを添付させる。

7. その他

平成25年12月の理事会での決議を受け、平成26年4月1日から施行するが、全空連主催大会の参加資格への級位等の義務付けを平成27年4月1日から実施する。

級位の運用について

◇級位の登録の流れ

1. 全空連に級位免状を申請する

- ・あらかじめ加盟団体で必要と思われる級位免状の枚数を準備してください。1枚1,000円、50枚単位の申請となります。

2. 級位審査会の実施

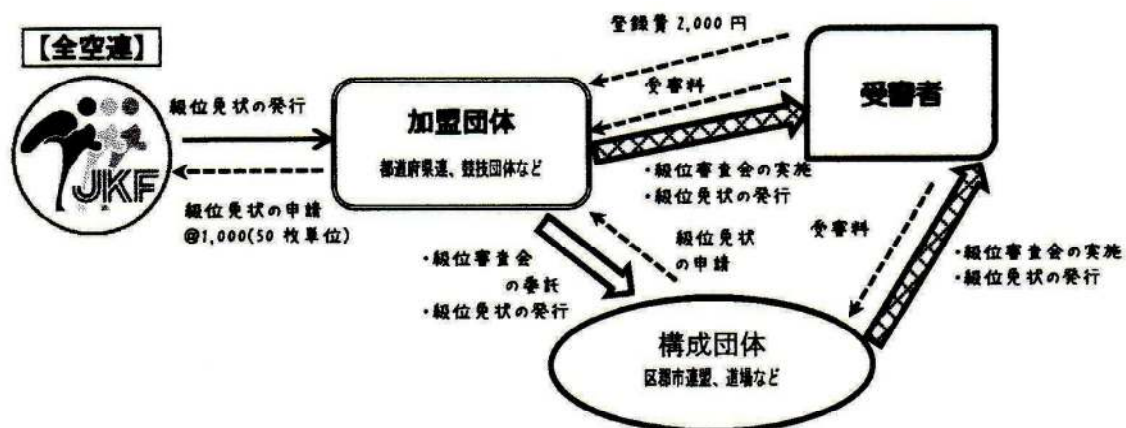
- ・級位審査会は、加盟連盟並びにその構成団体(区都市連盟や都道府県加盟道場など)において実施することができます。
- ・級位審査会を実施するには以下の要件を満たす審査員が必要です。
 - ①3級資格審査員以上の資格を持つ者。
 - ②70歳以上の3級資格審査員以上の経験者。
 - ③公認3段以上、公認スポーツ指導員以上を持つ満30歳以上の者2名。
- ・受審料は、加盟連盟ごとに定めることができます。
- ・6級以下を加盟団体ごとに定めることができます。

3. 登録について

- ・受審者は、加盟団体に登録費2,000円を納めます。
- ・全空連へは登録費を納める必要はありません。(級位免状申請に係る1,000円が全空連への登録費というイメージです。)
- ・初段受審時に1級の所持が必要です。必ず加盟団体で名簿の管理をしてください。2～5級は審査会を実施した団体で管理します。

4. その他

- ・平成27年度より、全空連主催大会(全日本少年少女大会、全日本中学生選抜大会など)の参加選手に全空連公認級位の所持が義務付けされます。
- ・平成27年度より、受審者が初段の受審申請をする時に1級免状の写しを添付することが義務付けされます。



Q1. これまでのように、道場や区都市連盟から直接全空連への級位免状の申請はできなくなりますか。

A1. 級位規程が施行される平成 26 年 4 月 1 日よりできなくなります。それ以降はすべて加盟団体(都道府県連や競技団体など)への申請となります。各加盟団体は、あらかじめ必要と思われる級位免状の枚数を全空連に申請し、準備しておくことになります。

Q2. 平成 26 年 4 月 1 日より前に購入した全空連級位免状は使えますか。

A2. 使っていただいて構いません。ただし今後の全空連級位免状の申請はすべて加盟団体を通して行っていただく必要があります。

Q3. すでに全空連の級位免状の 1 級をもっているのですが、新たに加盟団体に登録費を払う必要があるのですか。

A3. 平成 26 年 4 月 1 日より前に取得した級位の登録費は払う必要はありません。

Q4. 加盟団体が定めた基準に基づき、全空連の級位免状の 6 級をもっているのですが、これは全空連公認級位として認められますか。全日本少年少女大会等の出場要件を満たしますか。

A4. 規定では加盟団体が定めた 6 級以下の級位を認めていますので、加盟団体が定めて基準を満たしていれば全空連公認級位となります。ただし、全日本少年少女大会等の出場要件は大会実施要項に従いますので、必ずその大会の実施要項をご確認ください。

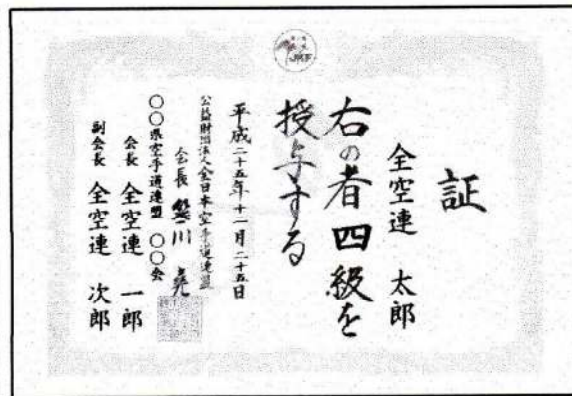
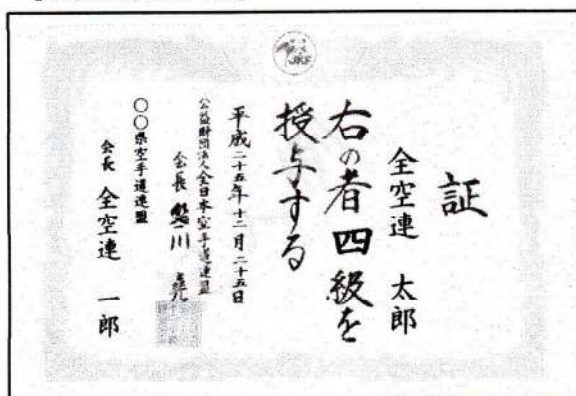
Q5. 各級の登録費 2,000 円はどこに納めればよいのですか。

A5. 級位合格者は各加盟団体に直接納めます。

Q6. 級位免状の連記スペースはだれの名前を入れればよいのですか。

A6. 規定された資格を持つ実際に審査した審査員を原則としますが、加盟団体の実情に応じて記入することができます。

【級位免状記入例】



◇12/6 改定 公認段位規程、少年段位規程(改定部分のみ抜粋)

1 規程の主な改定点

(1) 公認段位の受審資格等について

- ・「公認初段から三段までは、受審基準に年数がない」ので、各加盟団体独自の基準を設けている現状がある。これを「初段、二段取得後1年以上経過しなければならない」とし受審基準を明示する。なお、少年2段についても同じ取扱いとする。当該段位取得の経過年数は4・5段と同様に、同月をもって受審基準を満たすものとする。
- ・「加盟団体は必要に応じて段審査会を実施することができる」を「段審査会を原則として同一年度3回実施することができる」に改訂し、おおよその基準を示す。
- ・4段・5段は一定の技術水準が必要であるため、受審回数は同一年度1回とする。

(2) 都道府県形審判員審査員の構成について

- ・「3級資格審査員4名と2級資格審査員以上の審査長1名」を「当分の間、3級資格審査員5名で行うことができる」を追加する。

<理由>

2級資格審査員が少ないので、当面は都道府県での形審判員審査が円滑に行えるよう改正する。今後は3級資格審査員のうち全国形審判員所持者が増加すれば、これを審査長にすることも考えられる。

(3) 少年初段の受審基準について

- ・級位審査規程の策定に伴い、少年1級取得者を1級取得者に改定する。

<理由>

級制度の全面実施に当たり、少年級位から一般級位への移行など加盟団体の事務が煩雑になるので、級は少年級位を設けない。全日本剣道連盟、全日本合気道連盟も級位はあるが、少年級位は設けていない。

技術機関・資格に関する規程の改訂について

平成 25 年 12 月 6 日

1 公認段位規程

現行・抜粋	改訂案・抜粋
(審査会の実施) 第 11 条 初段から 3 段までは、各都道府県連盟及び競技団体において、必要に応じて審査会を実施することができる。 (受審者の資格基準) 第 14 条 段位の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表に掲げる要件を満たす者でなければならない。	審査会の実施) 第 11 条 初段から 3 段までは、各都道府県連盟及び競技団体において、<u>原則として同一年度 3 回を限度として</u>審査会を実施することができる。 (受審者の資格基準) 第 14 条 段位の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表に掲げる要件を満たす者でなければならない。 <u>2 4 段及び 5 段を受審できる回数は同一年度 1 回とする。</u>

2 公認審判員規程

現行・抜粋	改訂案・抜粋
第 2 章 公認形審判員 (審査員) 第 21 条 2 都道府県形審判員の審査は、資格審査員規程第 6 条第 3 項にかかわらず、当該連盟より選任された 3 級資格審査員以上 4 名と 2 級資格審査員以上の審査長 1 名により行う。	第 2 章 公認形審判員 (審査員) 第 21 条 2 都道府県形審判員の審査は、資格審査員規程第 6 条第 3 項にかかわらず、当該連盟より選任された 3 級資格審査員以上 4 名と 2 級資格審査員以上の審査長 1 名により行う。<u>ただし、当分の間、3 級資格審査員 5 名で審査を行うことができる。</u>

3 段位規程

現行・抜粋			改訂案・抜粋		
別表(第14条関係 受審者の資格基準)			別表(第14条関係 受審者の資格基準)		
受審段	受審基準	年齢	受審段	受審基準	年齢
初段	1級取得者	[満15歳以上未満]かつ [義務教育を修了した者]	初段	1級取得者	[満15歳以上未満]かつ[義務教育を修了した者]
2段	初段取得者		2段	<u>初段取得後1年以上</u>	
3段	2段取得者	[満18歳以上]		<u>2段取得後1年以上</u>	[満18歳以上]

4 少年段位規程

現行・抜粋			改訂案・抜粋		
別表			別表		
受審段	受審基準	年齢	受審段	受審基準	年齢
少年初段	少年1級取得者	[満15歳未満]又は[義務教育を修了していない者]	少年初段	<u>1級取得者</u>	[満15歳未満]又は[義務教育を修了していない者]
少年2段	少年初段取得者		少年2段	<u>少年初段取得後1年以上</u>	

(注) 級位登録料等については、段位登録料等一覧に加える。

公認級位受審申請書

受審 番号	
----------	--

(記入しないでください)

		殿				写真貼付
申請日	年 月 日	受審 級位		級		
審査日	年 月 日	有効 期限	年 月 日			
会員番号			性別	生年月日 年 月 日 歳		
氏名	〒		男・女			
現住所			電話番号			
勤務先 又は 学校名	名称			所属		
	所在地	〒		電話番号		
保護者氏名 (受審者が未成年 の場合のみ記入)	〒		連絡先			
全空連初期 登録年月日	年 月 日	修行 年数	年 カ月	流派名		
現公認級位	級	取得 年月日	年 月 日	取得申請 団体名		
申請団体名						
申請団体長名						

会員証写し貼付

(公財)全日本空手道連盟 公認級位申請者名簿

殿

申請団体名

申請団体の長

この申請書には以下の要件を満たす審査員の署名捺印が必要です。

- ①3級以上の資格審査員
- ②満70歳以上である3級以上の資格審査員の経験者
- ③公認3段以上で公認スポーツ指導員の資格を持つ者2名

申請日	年	月	日
審査日	年	月	日
会場			
審査員氏名	印		
	印		

◇証書送付先

〒	
氏名	
電話	

No	全空連 会員番号	ふりがな 氏名	生年月日	性別	年齢 (満)	郵便番号	現住所	全空連 級位	取得 年月日	申請 級位	証書番号
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

段位等登録料等一覧表

(平成26年4月1日から)

(単位：円)

区 分		取 得 条 件	審 査 料	登 録 料	受 講 料	更 新 料
級 位	1 ～ 5 級	特 に な し		2,000 ^(注3)		
段 少 位 年	初 段	満15歳未満又は義務教育未修了		5,300		
	2 段	満15歳未満又は義務教育未修了		6,300		
公 認 段 位	初 段	満15歳以上かつ義務教育修了		7,000		
	2 段	満15歳以上かつ義務教育修了		8,000		
	3 段	満18歳以上		9,000		
	4 段	満23歳以上かつ3段取得後2年以上(※)	10,500	15,800		
	5 段	満26歳以上かつ4段取得後3年以上(※)	10,500	21,000		
	6 段	満36歳以上かつ5段取得後5年以上	21,000	36,800		
	7 段	満43歳以上かつ6段取得後6年以上	21,000	52,500		
	8 段	満50歳以上かつ7段取得後7年以上	31,500	105,000		
	9 段	満70歳以上かつ8段取得後9年以上				
	10 段	9段取得後10年以上				
	推 薦 4 段	満35歳以上かつ受審実績3回以上	10,500	21,000		
	推 薦 5 段	満40歳以上かつ受審実績3回以上	10,500	31,500		
	推 薦 6 段	満45歳以上かつ受審実績4回以上	21,000	47,250		
	推 薦 7 段	満55歳以上かつ受審実績4回以上	21,000	78,750		
	推 薦 8 段	満65歳以上かつ受審実績5回以上	31,500	157,500		
称 号	錬 士	※規程を参照	10,500	52,500		
	教 士	※規程を参照	10,500	84,000		
	範 士	※規程を参照	10,500	105,000		
審 判 員	全国(組手・形)	※規程を参照		15,800	21,000	7,300 ^(注1)
	地区(組手・形)	※規程を参照		10,500		2,300
	都道府県(組手・形)	※規程を参照		5,000 ^(注2)		5,000 ^(注2)
日 体 協	上 級 コ ー チ	※規程を参照		8,000	21,000	
	コ ー チ	※規程を参照		8,000	21,000	
	上 級 指 導 員	※規程を参照		8,000	15,800	
	指 導 員	※規程を参照		8,000	15,800	

(注1) 全国審判員更新料7,300円のうち、組手審判が地区協議会において更新した場合は

審判員1人につき5,000円を地区協議会に還元する。

(注2) 都道府県審判員登録料及び更新料5,000円のうち、審判員1人につき3,000円を都道府県連盟に還元する。

※初段～4段取得の経過年数については、同月をもって受審基準を満たすものとする。(2段～5段受審時に係る受審基準)

例) ◆3段取得が平成23年11月27日の場合、4段の受審は平成25年11月1日より可能。

◆3段取得が平成23年12月3日の場合、平成25年11月23日に開催される4段審査会への参加はできない。

※この経過年数の数え方については、2段～5段受審時のみ適用されるものとし、6段以降及び資格審査員等の受審基準には適用されない。

(注3) 級位の登録は加盟団体が管理する。